

野洲川斎苑での残骨灰の取り扱いについて

残骨灰とは、ご遺体を火葬し、ご遺族等により収骨をされた後に残るお骨や灰等をいいます。

野洲川斎苑での残骨灰の処理は、環境に配慮し、無害化処理を行うなど、専門業者に委託し適正に対応しています。一方、残骨灰には有価物も含まれており、この収益をもとに火葬場の施設整備等に活用されている自治体が増えてきました。

このようなことから、野洲川斎苑でも、令和6年度の処理業務委託分より、資源循環を目的に有価物を分別し、その収益を斎苑施設の修繕や維持管理等の経費に活用させていただきます。

なお、お骨については、これまでどおり供養地への埋蔵および供養を実施するなど、亡くなられた方の尊厳を守り、丁寧な取扱をさせていただきます。また、全てのお骨等の収骨を希望される方は、大きな骨壺をご準備いただく場合がありますので、あらかじめ葬祭業者へご相談ください。